

代用有価証券の評価方法及び適格性

(別添)

債券の残存期間に応じた具体的な設定は、原則、日本銀行や他清算機関における掛目と同水準とします。

従って、「残存期間による区分の範囲」及び「時価又は元本額に乗じる率」については、上記原則に基づき、制度変更実施の際及び実施後に変更することがあります。

| 項番 | 代用有価証券の種類 | 評価方法(時価又は元本額に乗じる率) | | 適格性の基準等 |
|----|------------------------|--------------------|---|---------|
| | | 現行 | 変更後(変更点のみ記載) | |
| 1 | 日本国が発行する国債証券(※1) | 9.5% | (1) 国債(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)及び国庫短期証券(割引短期国債及び政府短期証券) イ 残存期間1年以内のもの 9.9% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 9.8% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 9.7% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 9.5% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 9.3% ヘ 残存期間30年超のもの 9.2% (2) 変動利付国債 イ 残存期間1年以内のもの 9.9% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 9.8% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 9.6% (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 イ 残存期間1年以内のもの 9.8% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 9.7% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 9.4% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 9.1% ヘ 残存期間30年超のもの 8.8% | — |
| 2 | 日本の地方公共団体が発行する地方債証券 | 8.5% | イ 残存期間1年以内のもの 9.8% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 9.7% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 9.4% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 9.2% ヘ 残存期間30年超のもの 9.1% | — |
| 3 | 日本の特別の法律により日本法人が発行する債券 | 9.0% | (1) 日本政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの イ 残存期間1年以内のもの 9.8% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 9.7% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 9.6% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 9.4% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 9.2% ヘ 残存期間30年超のもの 9.1% | — |

| 項番 | 代用有価証券の種類 | 評価方法(時価又は元本額に乗じる率) | | 適格性の基準等 |
|--------|--|--------------------|---|---|
| | | 現行 | 変更後(変更点のみ記載) | |
| 3 | 日本の特別の法律により日本法人が発行する債券 | 85% | (2) その他のもの イ 残存期間1年以内のもの 97% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 96% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 95% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 93% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 91% ヘ 残存期間30年超のもの 90% | ■企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関を、本取引所が適当と認める格付機関(以下「適格格付機関」とし、当該適格格付機関から取得している格付が全てA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本取引所が適当と認めるものに限る。 |
| 4 | 社債券 | 85% | (1) 社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く) イ 残存期間1年以内のもの 97% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 96% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 95% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 93% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 91% ヘ 残存期間30年超のもの 90% | ■適格格付機関から取得している格付が全てA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本取引所が適当と認めるものに限る。 ■社債券について、上場会社発行のものに限るとしている制限を廃止する。 |
| | | 80% | (2) 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券 同左 | |
| 5 | 株券(新株予約権証券を除く) | 70% | 同左 | — |
| 6 | 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券 (現行、国際復興開発銀行円貨債券、アジア開発銀行円貨債券としているもの) | 90% | イ 残存期間1年以内のもの 98% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 97% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 96% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 94% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 92% ヘ 残存期間30年超のもの 91% | — |
| 7 | 外国法人の発行する円貨債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く) (現行、国際復興開発銀行円貨債券及びアジア開発銀行円貨債券を除く外国法人の発行する円貨債券としているもの) | 85% | イ 残存期間1年以内のもの 82% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 81% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 80% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 78% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 76% ヘ 残存期間30年超のもの 75% | ■適格格付機関から取得している格付が全てA格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本取引所が適当と認めるものに限る。 |
| 8 | アメリカ合衆国財務省証券 | 90% | イ 残存期間1年以内のもの 84% ロ 残存期間1年超5年以内のもの 84% ハ 残存期間5年超10年以内のもの 84% ニ 残存期間10年超20年以内のもの 84% ホ 残存期間20年超30年以内のもの 83% ヘ 残存期間30年超のもの 82% | — |
| 9(※2) | 証券投資信託の受益証券 | 85% | (1) 公社債投資信託の受益証券 同左 | — |
| | | 70% | (2) その他の証券投資信託の受益証券 同左 | |
| 10(※2) | 貸付信託の受益証券(預託を受ける者を信託契約の受託者とし、かつ、発行の日から1年以上経過したものに限る。) | 90% | 同左 | — |
| 11(※2) | 定期預金契約、譲渡性預金契約及び通知預金契約に基づく債権(預託を受ける者を債務者とするものに限る。) | 95% | 同左 | — |

※1 物価連動国債は、代用有価証券の対象外とします。

※2 項番9～11については、委託証拠金としてのみ預託することができます(現行どおり)。